

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,200,000
計	19,200,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月28日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	6,277,900	6,277,900	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数は100株で あります。 完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 であります。
計	6,277,900	6,277,900	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年5月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権発行(平成23年9月30日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1,2,5	1,000(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70(注)5	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年10月1日 至平成31年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、その他一切の処分はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。なお、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職等による権利を喪失した数を控除しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権のうち行使されていないものについては、以下の算式により対象株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の分割・併合の割合

3. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割又は普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、以下の算定方式により調整されるものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{調整後株式数}}$

株式分割・株式併合の比率

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。

① a. 当社の取締役

新株予約権発行時において当社の取締役である者は、新株予約権の権利行使時まで当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又はこれに準ずる地位を保有していること。ただし、株式上場後に任期満了や会社都合により退任、退職した場合やその他取締役会が認めた場合はこの限りでない。

b. 当社の従業員

新株予約権発行時において当社の従業員である者は、新株予約権の権利行使時まで当社又は当社の子会社の従業員、取締役、監査役又はこれに準ずる地位を保有していること。ただし、会社都合により退職した場合やその他取締役会が認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者が行使時点で、以下に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

a. 当社の就業規則に基づく諭旨解雇又は懲戒解雇の決定があった場合

b. その他② a. に準ずる事由のある場合

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(3) 当社普通株式が証券取引所に上場された日から3ヶ月を経過していること。

5. 当社は、平成24年5月15日開催の当社取締役会決議に基づき、平成24年6月10日付をもって1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年6月10日 (注) 1	4,752,000	4,800,000	—	210,000	—	56,359
平成24年11月14日 (注) 2	600,000	5,400,000	115,800	325,800	115,800	172,159
平成24年12月14日 (注) 3	207,000	5,607,000	39,951	365,751	39,951	212,110
平成25年3月1日～ 平成26年2月28日 (注) 4	568,800	6,175,800	18,816	384,567	18,816	230,926
平成26年3月1日～ 平成27年2月28日 (注) 5	102,100	6,277,900	3,438	388,005	3,438	234,364

(注) 1. 株式分割によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 420円

引受価額 386円

資本組入額 193円

払込金総額 231,600千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 386円

資本組入額 193円

払込金総額 79,902千円

4. 平成25年3月1日から平成26年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が568,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ18,816千円増加しております。

5. 平成26年3月1日から平成27年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が102,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,438千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	9	22	29	25	3	4,083	4,171	—
所有株式数(単元)	—	3,185	1,775	25,802	5,768	3	26,236	62,769	1,000
所有株式数の割合(%)	—	5.07	2.83	41.11	9.19	0.00	41.80	100	—

(注) 自己株式34株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
スマートキャピタル株式会社	東京都渋谷区渋谷3-6-2	2,576,000	41.03
近藤 裕彦	東京都渋谷区	550,400	8.77
キャリアリンク従業員持株会	東京都新宿区西新宿2-1-1	232,200	3.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LON DON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事 業部)	133,400	2.12
前田 直典	東京都武蔵野市	123,000	1.96
MSIP CLIENT SE CURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式会社)	25 Cabot Square, Can ary Wharf, London E 14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1-9-7 大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー)	113,000	1.80
森村 夏実	東京都新宿区	106,300	1.69
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	103,000	1.64
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	98,500	1.57
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	89,400	1.42
計	—	4,125,200	65.71

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 91,500株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 98,400株

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,276,900	62,769	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,000	—	—
発行済株式総数	6,277,900	—	—
総株主の議決権	—	62,769	—

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式34株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、単元未満自己株式34株を保有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第5回新株予約権

決議年月日	平成23年9月30日臨時株主総会決議に基づく平成23年9月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 162名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成27年4月30日現在におきましては、付与対象者は退職等により34名減少し、135名であり、新株発行予定数は、76,000株失効しました。さらに、平成27年4月30日までに134名が権利行使したことにより、付与者は、当社従業員1名となり、新株発行予定数は、1,000株となりました。

②平成27年5月28日定時株主総会において決議されたもの

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することを平成27年5月28日の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成27年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は50,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
2. 当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 当該従業員株式所有制度の概要

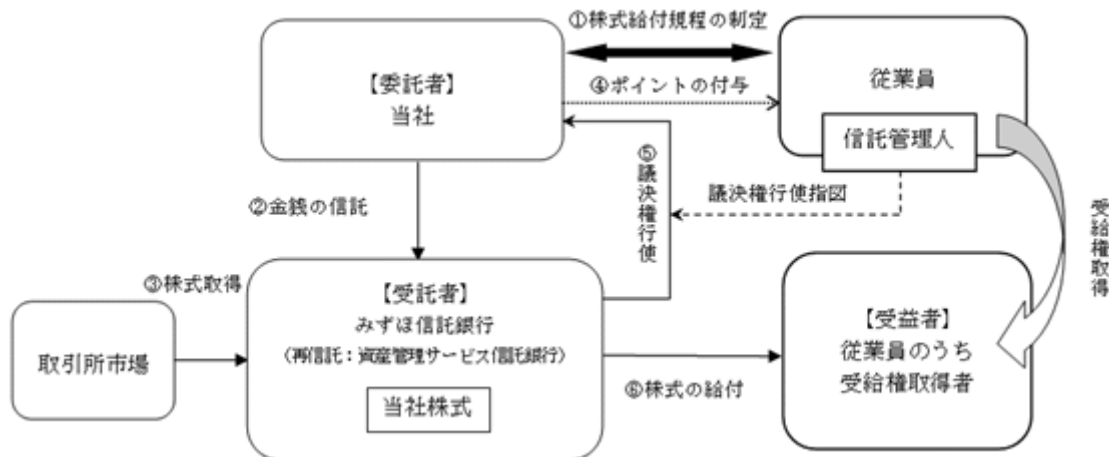
当社は、平成27年3月13日開催の取締役会において、従業員に対する新たなインセンティブプランとして「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- a. 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- b. 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- c. 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- d. 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- e. 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- f. 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数または総額

平成27年5月13日付で30,000千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が14,700株、26,901千円取得しております。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社が定める一定の要件を満たした当社の執行役員を含む正社員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	34	—	34	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年5月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、成長を持続させるための事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、適正で安定した配当を継続実施しておくことを基本方針としております。

当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当金の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の期末配当金につきましては、普通株式1株につき16円（普通配当14円、記念配当2円）の配当としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資並びに経営基盤の一層の強化に有効活用していく所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年5月28日 定時株主総会決議	100,445	16

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	—	—	929	780	2,048
最低(円)	—	—	592	456	463

(注) 最高・最低株価は、平成25年8月26日より東京証券取引所市場第二部、平成27年1月26日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は同取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成24年11月15日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
最高(円)	758	859	965	1,536	1,696	2,048
最低(円)	561	650	792	864	1,320	1,590

(注) 最高・最低株価は、平成27年1月26日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	近藤 裕彦	昭和35年7月24日生	昭和59年4月 日本勸業角丸証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 入社 平成元年4月 スイス・ユニオン・フィリップ ス・アンド・ドリュール証券会社 （現 UBS証券会社） 入社 平成8年2月 株式会社エクセル人材派遣センタ ー 入社 平成8年4月 同社 神戸支店長 平成8年10月 当社設立 代表取締役社長 平成25年5月 当社 代表取締役会長（現任）	(注) 3	535,700
代表取締役 社長 社長執行役 員	—	成澤 素明	昭和50年2月23日生	平成10年4月 エーシーイー・インターナシヨ ナル株式会社 入社 平成12年6月 当社 入社 平成18年4月 当社 法人サービス本部次長 平成19年4月 当社 営業部長 平成22年5月 当社 取締役営業本部営業部長 平成23年3月 当社 取締役営業本部営業一部長 平成24年3月 当社 取締役営業本部長 平成25年4月 当社 取締役営業本部長兼営業推 進部長 平成25年5月 当社 代表取締役社長 平成27年3月 当社 代表取締役社長 社長執行 役員（現任）	(注) 3	71,500
取締役 専務執行役 員	管理本部長 兼総合企画 部長兼管理 部長	平松 武洋	昭和18年9月6日生	昭和41年4月 不二サッシ工業株式会社（現 不 二サッシ株式会社） 入社 平成12年6月 同社 常務取締役管理本部長 平成16年9月 日海不二サッシ株式会社 代表取 締役社長 平成18年6月 同社 相談役 平成19年1月 当社 常勤監査役 平成20年2月 当社 常務取締役管理本部長兼管 理部長 平成21年7月 当社 常務取締役管理本部長 平成24年5月 当社 専務取締役管理本部長 平成24年12月 当社 専務取締役管理本部長兼経 営企画室長 平成26年4月 当社 専務取締役管理本部長 平成27年3月 当社 取締役専務執行役員 管理 本部長兼総合企画部長兼管理部長 （現任）	(注) 3	61,700
取締役	—	前田 直典	昭和35年3月5日生	昭和59年4月 日本勸業角丸証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 入社 昭和63年4月 シンキ株式会社 取締役 平成元年5月 学校法人姫路情報学院 理事 平成3年5月 財団法人姫路十字会（現 公益財 団法人姫路十字会） 理事 平成10年11月 シンキ株式会社 代表取締役社長 兼営業統括本部長 平成16年5月 財団法人姫路十字会（現 公益財 団法人姫路十字会） 理事長（現 任） 平成17年12月 学校法人姫路情報学院 理事長 （現任） 平成18年3月 株式会社CLH（現 スマートキ ャピタル株式会社） 代表取締役 （現任） 平成18年5月 当社 取締役会長 平成22年5月 当社 取締役会長退任 平成27年5月 当社 取締役（現任）	(注) 4	123,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	三浦 一郎	昭和25年11月19日生	昭和55年4月 平成6年4月 平成18年5月	立命館大学経営学部 助教授 立命館大学経営学部 教授(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	29,400
常勤監査役	—	岸本 雅晴	昭和19年9月23日生	昭和42年4月 平成14年6月 平成17年2月 平成18年6月 平成20年2月	不二サッシ工業株式会社(現不二サッシ株式会社)入社 同社 常勤監査役 不二ロール工機株式会社 代表取締役社長 同社 相談役 当社 常勤監査役(現任)	(注) 5	24,000
常勤監査役	—	豊島 忠夫	昭和30年4月23日生	昭和54年3月 昭和62年9月 昭和62年10月 平成16年6月 平成22年7月 平成25年6月 平成26年5月 平成27年5月	プライスウォーターハウス会計事務所入所 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 有限責任あずさ監査法人 パートナー 同監査法人 退職 当社 監査役 当社 常勤監査役(現任)	(注) 6	—
監査役	—	中島 正喜	昭和21年2月18日生	昭和44年4月 昭和52年10月 昭和61年2月 平成10年5月 平成15年4月 平成18年6月 平成20年6月 平成22年7月 平成23年5月 平成25年5月 平成25年7月 平成27年5月	安宅産業株式会社 入社 合併により伊藤忠商事株式会社 入社 ITOCHU INTERNATIONAL INC. 経理審査部経理課長(出向) 伊藤忠産機株式会社(現伊藤忠マシンテクノス株式会社)取締役 税理士登録 同社 専務取締役 伊藤忠ファイナンス株式会社 常勤監査役 一般社団法人日本養豚協会 参与 当社 監査役(現任) 公益社団法人日本山岳協会 監事(現任) 学校法人ABK学館 監事 公益社団法人東京都山岳連盟 監事(現任)	(注) 5	7,300
計							852,600

- (注) 1. 取締役三浦一郎は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岸本雅晴、常勤監査役豊島忠夫及び監査役中島正喜は、社外監査役であります。
3. 任期は、平成26年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の増員に伴う就任であるため、任期は当社の定款の定めにより、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 任期は、平成24年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 前任者の辞任に伴う就任であるため、任期は当社の定款の定めにより、平成26年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は、平成26年5月29日開催の定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役廣島輝文を選任いたしました。なお、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。補欠監査役廣島輝文の略歴は、以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
廣島 輝文	昭和23年11月3日生	昭和46年4月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行	4,000
		平成元年7月	同行 開発金融部次長	
		平成4年3月	UNION BANK (SAN FRANCISCO) シニアバイスプレジデント	
		平成8年4月	UNION BANK OF CALIFORNIAエグゼクティブバイスプレジデント（頭取室長）	
		平成10年7月	株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 営業第二本部営業第三部長	
		平成12年6月	大崎電気工業株式会社 取締役国際事業部長	
		平成17年4月	同社 取締役欧州地区担当	
		平成18年6月	同社 取締役特命事項担当	
		平成23年6月	同社 常勤顧問	
		平成25年10月	Filoliマネージメント合同会社 設立 代表社員（現任）	

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成27年5月28日現在における執行役員は以下の8名であり、そのうち2名(※)は取締役を兼務しております。

執行役員名	氏名	担当
※ 社長執行役員	成 澤 素 明	
※ 専務執行役員	平 松 武 洋	管理本部長兼総合企画部長兼管理部長
執行役員	島 健 人	営業本部長兼営業推進部長
執行役員	森 村 夏 実	営業本部人材開発部長
執行役員	出 口 誠	営業本部営業一部長
執行役員	竹 田 正 広	管理本部情報システム部長
執行役員	藤 枝 宏 淑	営業本部副本部長
執行役員	山 中 宏 耕	研修センター長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は監査役設置会社であります。監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。また、取締役会の監督機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確にし、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的に平成27年3月に執行役員制度を導入し、執行役員会を設置しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されており、原則として毎月1回程度、定時取締役会を開催するとともに、必要のある都度、臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び会社経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。当社の業務は、「定款」、「取締役会規程」及び「執行役員規程」のほか、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」に則って執行されており、会社経営の推進に向けた適切な意思決定を行うため、以下のとおり、経営に関する重要事項を審議する各種会議、委員会を設置しております。

執行役員会は、月1回の定期開催並びに必要なに応じて臨時に開催されており、経営方針、経営課題、予算、中期経営計画、月次決算の予算差異分析等について審議を行い、必要に応じて審議結果を取締役に報告しております。

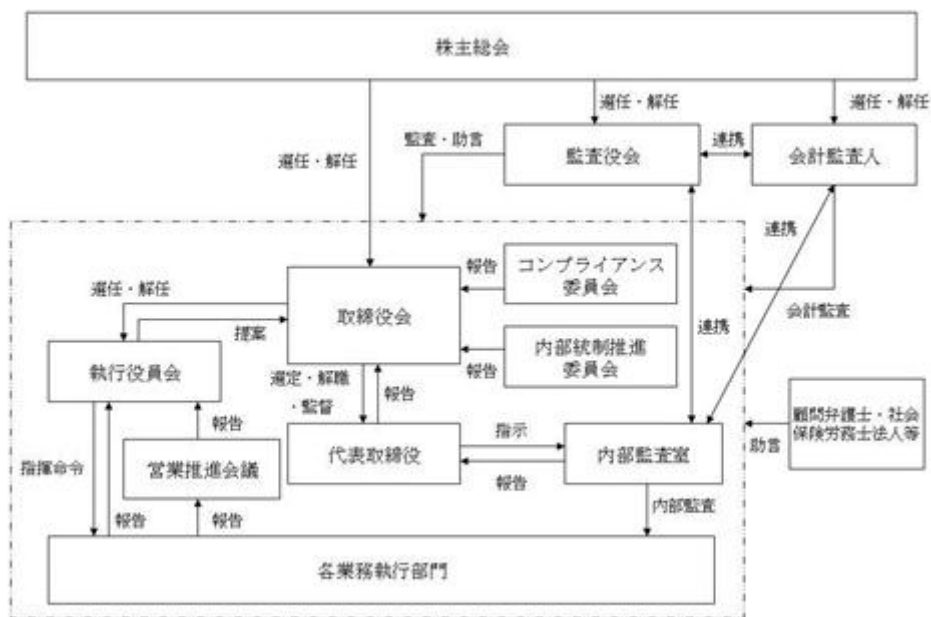
営業推進会議は、月1回定期開催されており、営業本部各部署の予算対比実績分析及び対策並びに営業戦略等について審議しております。

コンプライアンス委員会は、月1回定期開催されており、コンプライアンスに関する施策、監視及び実施状況について報告、検討しております。

内部統制推進委員会は、原則として月1回開催されており、業務処理の有効性及び効率性、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を目的とした内部統制システムを整備・推進しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されており、各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、取締役の業務の執行状況に関し、適宜監査を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



② 内部統制システム整備の状況

当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制システムの整備を行い、その整備・運用状況のテスト・評価を行いました。特段の問題はなく、その有効性について確認することができました。

一般的な内部統制の整備については、内部監査室による内部監査や、その監査状況について監査レビューの実施、会社としてリスクの高い共通項目についての統一的な監査の実施により、その有効性を検証し、強化に取り組んでおります。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、危機管理規程を定め、リスク管理体制を整備し、リスクを予防するとともにリスクの低減に努めております。

また、就業スタッフ等多数の個人情報を取扱う企業でもあり、個人情報を初めとする機密情報管理の重要性を強く認識しており、個人情報適正管理規程を制定すると共に、平成17年4月に「プライバシーマーク（JIS Q 15001）」認証を取得し、個人情報の適正管理に努めております。

なお、平成22年4月に I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得し、情報セキュリティの適正管理に努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しており、代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室長を含め2名で構成されております。

内部監査室長は、内部監査計画に基づき、各部門の業務執行が適正かつ合理的に行われているか、また、機密管理体制が機能しているか等の監査を行っております。内部監査終了後、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告することにしており、内部監査結果の改善指示事項については改善確認ができるまでフォロー監査を継続することにしております。

また、代表取締役社長の指示により、臨時に特別監査を実施することにしております。

なお、内部監査室長は、監査結果を常勤監査役に報告するなど監査役と随時に意見交換を行うほか、会計監査人から監査方法並びに監査結果に関する報告を受け、情報を共有し連携を図っております。

監査役監査に関しては、監査役は、それぞれ独立した責務を遂行できる環境にあり、社内各部署から監査に関する重要な事項について報告を受け、監査役会及び監査役同士で協議・意見交換を行うことで共通の認識・判断の醸成に努めております。

取締役会には監査役全員が出席し、取締役の職務執行状況について監査を行い、各議事録閲覧や社内全部署への原則年1回の実地監査を実施すること等により、監査役監査の充実を図っております。

また、監査役は、月1回、代表取締役と懇談会を開催し、経営方針、当社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を実施するほか、社外取締役との四半期ごとの意見交換により情報共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人とも随時に意見交換を行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

なお、監査役監査の結果を取り纏めた監査報告書は速やかに代表取締役提出し、適時に取締役会で報告しております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士は、山本守氏、加藤雅之氏、堀切進氏の3名であり、継続監査年数はいずれも公認会計士法の規定に定める7年以内並びに監査法人の自主的な規定により、一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他9名であります。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

当社は、業務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の業務執行を公正に監査する観点から、国内の証券取引所の定める上場規程等も十分に意識しつつ、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外取締役ないし社外監査役とする方針としております。

当社は、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役三浦一郎を選任しており、主に専門分野である経営学の専門家としての知見と経験を有し、人格、識見ともすぐれていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。なお、社外取締役三浦一郎と当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、さらに、主要な取引先、大株主の出身ではない等、証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員に指定しております。また、報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、定額の基本報酬のみであります。

監査役に関しましては、社外監査役を3名選任（本書提出日現在）しており、いずれの社外監査役につきましても、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものであります。なお、いずれの社外監査役も当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、監査役は、会計監査人から監査計画、監査結果等を聴取するなど定期的に情報交換を実施しており、内部監査室からも内部監査結果について聴取するなど情報交換を実施しております。

なお、監査役の報酬につきましては、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、定額の基本報酬のみであります。

⑦ 役員報酬等の内容

a. 方針

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の最高限度額を定めており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

また、各取締役の報酬は取締役会において決定し、各監査役の報酬額は監査役会において決定しております。

b. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	86,262	86,262	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く。)	630	630	—	—	1
社外役員	16,326	16,326	—	—	4

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度に係る基本報酬には、平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

3. 取締役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)の決議をいただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月12日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内の決議をいただいております。

⑧ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 10銘柄
貸借対照表計上額の合計額 2,887千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
テンプホールディングス(株)	200	600	情報収集のため
(株)もしもしホットライン	600	582	同上
(株)ワールドインテック	300	213	同上
第一生命保険(株)	100	148	同上
(株)アウトソーシング	100	94	同上
ヒューマンホールディングス(株)	100	65	同上
(株)パソナグループ	100	61	同上
(株)クリエアナブキ	100	40	同上
(株)フルキャストホールディングス	100	29	同上

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
テンプホールディングス(株)	200	805	情報収集のため
(株)もしもしホットライン	600	778	同上
(株)リクルートホールディングス	100	374	同上
(株)ワールドインテック	300	279	同上
(株)アウトソーシング	100	185	同上
第一生命保険(株)	100	180	同上
ヒューマンホールディングス(株)	100	106	同上
(株)パソナグループ	100	69	同上
(株)フルキャストホールディングス	100	57	同上
(株)クリエアナブキ	100	50	同上

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑨ 取締役の定数及び取締役の選任決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。その取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨定款に定めております。これに基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,000	600	19,800	4,550

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査の支援業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査の支援業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模や特性等に照らして監査計画（監査範囲・所要日数等）の妥当性を検討し、双方協議のうえでその都度報酬を決定しております。